

## 1 エイズ拠点病院体制整備の経緯

平成8年、薬害HIV原告団と厚生省の間の和解条項が端緒となり、HIV感染者が全国のどの医療機関においても安心して高度な医療とサービスを受けられることを目標に国内のエイズ医療体制が整備された。国立国際医療研究センターにエイズ治療・研究開発センター（ACC）が設立され、平成9年に全国を8ブロックに分け、各ブロックの核となるブロック拠点病院を設置した。平成18年に各都道府県にエイズ診療の中心となる中核拠点病院が設置され、全国に約380の拠点病院がある。（エイズ拠点病院診療案内：<http://hiv-hospital.jp/> 参照）

拠点病院は地域内の医療機関と連携し、HIVに関する総合的かつ高度な医療を提供する役割がある。

中核拠点病院は各都道府県において良質かつ適切な医療を受けられるように設置され、高度なHIV診療を実施しつつ、都道府県内の拠点病院に対し研修や医療情報の提供などを通し連携を図る役割がある。

エイズブロック拠点病院は、エイズに関する高度な診療を提供しつつ、臨床研究、ブロック内の拠点病院等の医療従事者に対する研修、医療機関及び患者・感染者からの診療相談への対応等の情報を通じ、ブロック内のエイズ医療の水準の向上、及び地域格差の是正に努める責務を担っている。

HIV感染症は予後が改善し、多くの患者が社会生活と治療を両立した生活を送っている。地域の医療機関においては、HIV感染者の診療機会が増え、在宅生活においては福祉サービスの利用機会が増している。拠点病院体制の整備にとどまらず、行政、保健福祉も含めた地域で患者の療養生活を支える体制を整備していくことが必要である。

## 2 北海道ブロックのエイズ拠点病院

北海道ブロックは拠点病院が19施設あり、北海道大学病院、旭川医科大学病院、札幌医科大学附属病院の3施設がブロック拠点病院である。平成20年4月より、釧路ろうさい病院が中核拠点病院となり旭川医科大学病院、札幌医科大学附属病院が、ブロック拠点病院と中核拠点病院の役割を兼任している。

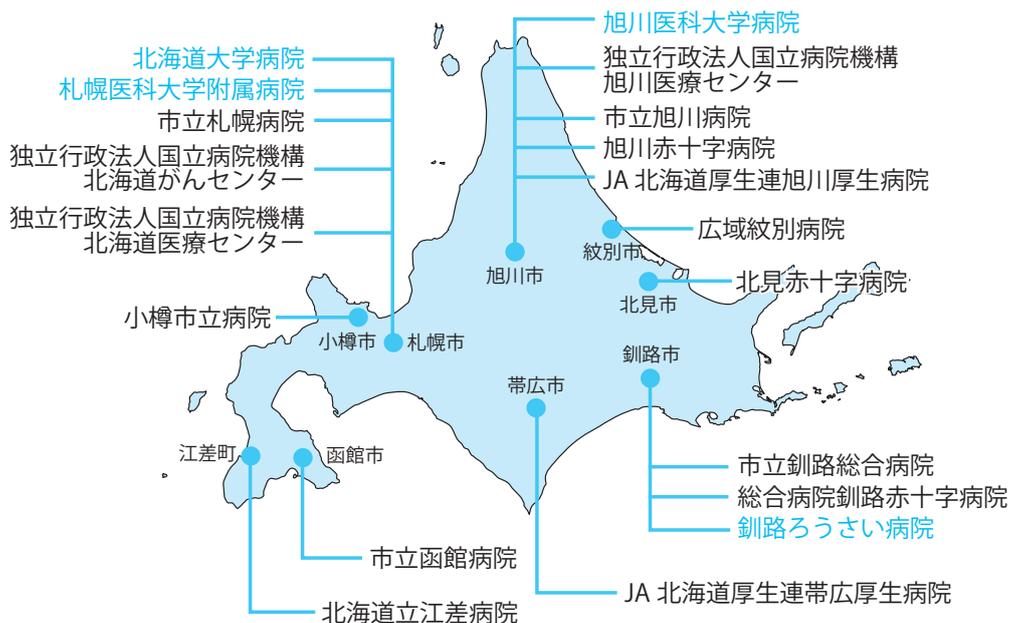


図1 北海道ブロックのエイズ拠点病院

### 薬害被害者の医療支援

薬害被害者は血友病に関する医療費助成制度を使用することで、通院、入院共に自己負担は生じない。(20. 社会福祉制度と支援の項参照)

HIV 診療医療機関以外を受診した際には、医療費の支払いが生じないよう、受診先医療機関との連携が必要である。

また、受診時には患者に薬害被害者手帳を持参してもらい、受診先医療機関・患者ともに医療費支払いに関して混乱が生じないよう対策が必要である。

入院等患者の受け入れ時には診療報酬に関する情報(抗 HIV 薬・血液製剤は包括外算定が可能)を伝える。

薬害被害者は、HIV 感染症の他に、血友病による血液凝固因子製剤等の定期的な在宅自己注射、C 型肝炎治療や肝硬変肝がんのフォローアップなど医療ケア度が非常に高い。また、血友病性関節障害等で ADL が制限され、在宅療養環境への課題も抱えていることが多い。

社会福祉法人はばたき福祉事業団や、国立国際医療研究センターエイズ治療・研究開発センターに設置されている救済医療室、厚生労働省等の関係機関と連携しながら支援にあたる。

### ■参考文献■

- 1) 平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策事業 HIV 感染症の医療体制整備に関する研究班 HIV 包括ケア体制の整備に関する研修 HIV 感染症看護 基礎研修編 2015
- 2) 平成 27 年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策事業 HIV 感染症の医療体制整備に関する研究班 ブロック内中核拠点病院間における相互交流による HIV 診療環境の相互評価 HIV/AIDS コーディネーターテキスト ver.1

(看護部 武内 阿味、渡部 恵子、得永 布由子、中野 政子、鹿内 三起子、2020.05)